

めん羊及び山羊の BSE 対策について

平成 26 年 5 月
食 品 安 全 部

1. 経緯

スクレイピーはめん羊及び山羊の伝達性海綿状脳症（TSE）で、250 年以上前から知られており、ヨーロッパ、北米で散発的に発生しているほか、日本でもこれまでに 65 頭のめん羊に感染が確認されている。この疾病は、現在まで国内外において、ヒトへの感染例は報告がなく、ヒトへは感染しないと考えられている。

しかしながら、牛伝達性海綿状脳症（BSE）に感染しためん羊及び山羊は、臨床的にスクレイピーと区別できないことが指摘されていたことから、我が国においては、平成 17 年からスクリーニング検査及び特定危険部位（SRM）除去によるめん羊・山羊の BSE 対策を実施してきた。

なお、山羊についてはこれまでに自然条件下の BSE 感染が 2 例¹報告されているが、めん羊について自然条件下の BSE 感染の報告はない。

厚生労働省においては、牛の BSE 対策について、開始から 10 年が経過したことを契機に、それまでの取組み、国内外の BSE リスクが低下している状況を踏まえて諸般の見直しを行ったところであり、めん羊及び山羊の BSE 対策についても、沖縄県や日本羊腸輸入組合等からの見直し要望があること、我が国における検査実績や EU のモニタリング検査の結果等を踏まえ、対策を見直す必要がある。

2. 我が国の状況

（1）飼料規制

平成 13 年 10 月より、反すう動物用飼料への全ての動物由来たん白質の使用を禁止するとともに、反すう動物以外の家畜用飼料への反すう動物由来たん白質の使用を禁止しており、めん羊及び山羊についても、牛と同様の飼料規制が行われている。

（2）と畜場での検査の実施

平成 13 年 5 月から 24 か月齢以上のめん羊を対象として TSE サーベイランス（ウエスタンブロット法）を開始した。その後、検査対象を平成 13 年 11 月に 18 か月齢以上のめん羊及び山羊に拡大し、さらに、平成 14 年 4 月 1 日から 12 か月齢以上のめん羊及び山羊とした。

平成 17 年 10 月 1 日以降は、12 ヶ月齢以上²の全てのめん羊及び山羊や生体検査におい

¹ フランス（2002 年と畜、2005 年確認）及び英国（1990 年代淘汰、2009 年確認）

² 「伝達性海綿状脳症検査実施要領」（最終改正平成 25 年 6 月 3 日）により検査対象月齢を規定。

て症状を呈するものについて迅速検査用キット（ELISA 法）によるスクリーニング検査³を実施することとした。検査実績は以下のとおり。

平成26年4月22日現在											
搬入年度	処理頭数	検査実施									検査実施せず
		症状を呈する めん羊及び山羊 ※1			その他のめん羊及び山羊			計			12ヶ月齢未満のめん羊及び山羊で検査を実施しなかった頭数
		陰性	陽性	計	陰性	陽性	計	陰性	陽性	計	
平成17年度10～3月	2,834	1	0	1	2,070	0	2,070	2,071	0	2,071	763
平成18年度	6,096	1	0	1	4,211	0	4,211	4,212	0	4,212	1,884
平成19年度	6,508	1	0	1	4,634	0	4,634	4,635	0	4,635	1,873
平成20年度	6,344	1	0	1	4,544	0	4,544	4,545	0	4,545	1,799
平成21年度	7,722	0	0	0	5,102	0	5,102	5,102	0	5,102	2,620
平成22年度	7,785	1	0	1	5,322	0	5,322	5,322	0	5,322	2,463
平成23年度	8,479	0	0	0	5,880	0	5,880	5,880	0	5,880	2,599
平成24年度	9,301	0	0	0	6,557	0	6,557	6,557	0	6,557	2,744
平成25年度	8,388	0	0	0	6,126	0	6,126	6,126	0	6,126	2,262
	63,457	5	0	5	44,446	0	44,446	44,450	0	44,450	19,007

※1 生体検査において運動障害、知覚障害、反射又は意識障害等の神経症状が疑われたもの及び全身症状を呈するめん羊及び山羊

(注) 平成17年10月1日～平成25年3月31日までにTSEの疑いがあるためとさつ禁止措置を講じた件数 0件

(3) 特定危険部位（SRM）の除去等

平成14年4月1日から、めん羊及び山羊のSRMの除去・焼却について都道府県等を通じて、と畜場の設置者、管理者及び従事者等に対し指導してきた。

平成16年2月27日には、と畜場法施行規則を改正し、めん羊及び山羊のSRM除去を法令上明確化⁴した。SRMの範囲設定に当たっては、めん羊・山羊のBSEに関する科学的知見は限定的であったことから、スクレイパーにおける病原体の体内分布が参考とされた。

【めん羊及び山羊のSRM】

扁桃、脾臓、小腸及び大腸（これらに付属するリンパ節を含む。）並びに12か月齢以上の頭部（舌、頬肉及び扁桃を除く。）、脊髄及び胎盤

(4) 国境措置

と畜場法施行規則を改正した平成16年2月27日より、BSE発生国からのめん羊・山羊の肉、臓器及びこれらを原材料とする食品については、輸入を禁止した。

3. 諸外国の状況

(ア) 国際獣疫事務局（OIE）及び米国

めん羊・山羊のBSE対策は飼料規制のみで、検査やSRM除去については規定していない。

³ と畜場法施行規則第13条 令第6条第2項2号の厚生労働省令で定める疾病は、伝達性海綿状脳症のうち牛、めん羊及び山羊に係るものとする。

⁴ と畜場法施行規則別表第1

(イ) EUの状況

(1) 飼料規制

欧州理事会決定及びTSE規則により、2001年1月から動物由来たん白質（牛乳、乳製品等一部のものを除く。）の全ての家畜への給与が禁止されており、めん羊及び山羊についても牛と同様の飼料規制が行われている。

(2) TSE 検査

18か月齢以上の一部を対象としたモニタリング検査を実施しており、例えばフランスのと畜場においては、めん羊の2%及び山羊の8%を検査対象とすることとされている。検査で陽性となった検体の中からBSEかどうかを判別するための検査を実施している。

<めん羊のTSE検査結果>

めん羊	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012
検査頭数	1,035,065	828,644	465,278	331,027	344,211	369,417	358,850
TSE陽性数	3,507	2,253	1,936	1,158	1,112	1,589	1,101
BSE判別検査頭数	1,485	987	790	392	433	698	488
BSE除外	1,481	986	780	387	430	691	487
BSE様	1	0	0	0	0	0	0
inconclusive※	3	1	10	5	3	7	1

<山羊のTSE検査結果>

山羊	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012
検査頭数	309,246	277,196	152,037	117,868	142,668	140,843	135,175
TSE陽性数	791	1,272	1,214	89	435	380	1,219
BSE判別検査頭数	76	112	128	36	52	134	104
BSE除外	74	112	127	35	52	134	104
BSE様	0	0	0	0	0	0	0
inconclusive※	2	0	1	1	0	0	0

(※ 免疫組織学的には明確であるが、神経網の空胞形成が組織学的に不明確である場合等。また、2006年にBSE様とされためん羊の1頭は、後にBSEは否定)

(3) SRMの範囲

世界獣疫事務局（OIE）のリスクステータスが「管理されたBSEリスク国」及び「不明なBSEリスク国」については、12か月齢以上の脳及び眼を含む頭蓋、扁桃、脊髄、全月齢の脾臓及び回腸をSRMとしている。

(4) 欧州食品安全機関（EFSA）パネルの科学的見解（2010年12月2日公表）（参考3-1）

- ・ 頭部と脊髄を除去した枝肉のみを使用することにより、現行のSRM管理対策よりもBSE曝露リスクはさらに低下することが考えられる。フードチェーンに入る可能性のある月齢12か月未満の動物については、回腸除去がBSE感染量の相対的減少に大きな影響を及ぼす。フードチェーンに入る可能性がある月齢12ヶ月以上のBSE感染小型反芻動物については、中枢神経系（CNS）組織の除去が相対的感染量減少のための

最も有効な対策である。

4. 今後の対応

国内外の BSE リスクが低下している状況や、牛と同様の飼料規制が行われていることを踏まえ、めん羊及び山羊についても、と畜場等における BSE 対策の見直しが必要であることから、以下について、食品健康影響評価を食品安全委員会に依頼し、評価結果を受けた後に、管理措置を見直すこととする。

(1) 国内対策

○TSE 検査対象の変更

BSE 対策における飼料規制が有効に機能していることや、と畜場におけるこれまでの検査実績を踏まえ、12 か月齢超の全てを対象とするスクリーニング検査は廃止する。

なお、生体検査において症状を呈するめん羊・山羊を対象とした検査は継続する。

○SRM の範囲変更

BSE 対策における飼料規制が有効に機能していることや、と畜場におけるこれまでの検査実績、EFSA の科学的見解を踏まえ、EU と同等の範囲とする。

(2) 国境措置

○リスク評価を受けた国からの輸入再開

国内措置の見直し結果も踏まえ、牛肉等について食品安全委員会のリスク評価を受けた国（現時点では、米国、カナダ、フランス、オランダ及びアイルランド）からのめん羊及び山羊の SRM を除く肉及び臓器等について、輸入を再開する。